

第1回消費者契約法専門調査会で出された主な御意見の概要

● 今後の検討において重点をおくべき点等に関する御意見

- ・行政に寄せられる消費生活相談総件数は、2013年度に9年ぶりに増加している。勧誘時、契約締結前の説明は消費者の判断にとって従来に増して重要となっている。事業者による情報提供は、消費者契約法（以下、「法」という。）第3条で努力義務にとどまっており、義務化し法的効果を付すことが検討されてもいいのではないかと思っている。

また、不当条項については、法第8条、第9条と、少ないのが問題だと言われており、法第10条は抽象的で適用の判断が難しいことを考えると、被害の実態に合わせて不当条項リストを増やして欲しい。

不実告知の重要事項の範囲や、威迫・困惑類型も不退去・退去妨害からさらに広げていくべき。

消費者契約法は、消費者が理解し、交渉に活用できる分かりやすく明確な規定にしていただきたく、その方向での議論を期待している。

- ・他の委員の意見にもあった情報提供義務が努力義務であることの問題点や、不当条項リストの充実化、困惑類型の範囲が狭いという問題については同感である。

法第3条を努力義務から法的義務とした場合に法第4条にどのような影響があるのかについては、誤認類型の再構成が問題となると思われる。

困惑類型の範囲をどこまで広く認めるかには不招請勧誘などの周辺領域も関連すると思われる。場合によっては不当勧誘の一般条項という発想もあるのではないか。

- ・今後の議論は、主には、①今ある規定の要件を改正する作業、②困惑類型の拡張のような新しい勧誘類型や勧誘の一般規定といった受け皿規定、③不当条項リストの3つと思われる。既存部分の要件改正については、今までの議論で一定の方向性が示されており、効率的に議論していくことが必要である。

問題となるのは、受け皿規定と不当条項リストであり、今の日本の不当条項リストは海外と比較しても非常に貧弱である。比較法の資料もこれまでの検討経緯で揃っているはずなので、それらをもとにした議論をしていただきたい。受け皿規定についても、海外の議論から遅れていると思われる。受け皿規定と不当条項リストについては、消費者庁の報告書（資料3-2）は相談事例が多く掲載されているが、消費者取引は裁判に至っていないことが多いことを考えると、裁判例よりも相談の実態を重視し、立法事実としてとらえていくべきではないか。

また、個人的印象だが、「消費者概念」については、最後に議論をした方がいいのではないかと思われる。

- ・諮問の内容から考えていくと、インターネット取引を前提とした取引環境の整備は避けて通れないと考える。インターネット上の広告や様々な情報の提供と「勧誘」との接近を意識していくことが大事。

また、高齢化についても配慮して検討をいただきたい。適合性原則などの考え方が消

消費者契約法の各要件にどう関連してくるのか等に気を配りながら検討を進めていた
だきたい。消費者裁判手続特例法の制定により、消費者契約法は、これまでの個別紛
争解決のための規範から、今後は、市場における事業者の行為規範としての意味合い
が強くなってくるのではないか。

- ・個々の論点の背後にある問題として、消費者契約法の法的性格がこれまで十分に議論
されていないのではないか。
- ・消費者契約法自体は目的規定で事業者と消費者の間に情報交渉力の格差があることを
正面から認めている。その配慮の仕方やその結果につき、消費者契約法はどこまで求
めていくのかというところは従前から議論のあるところ。民法（債権関係）改正にお
ける議論を受けた検討としては、個別には具体的な規律がないところにも一般指針や
考え方を掲示する必要性はないのかというのも一つの論点となりうる。
- ・実務家としては、消費者契約法は活用されているとはいいながら、まだまだ取引的不
法行為で補わなければならない案件が多い。資料 3-2 の消費者庁報告書に裁判例及び
相談例として挙がっている適合性原則、状況の濫用、暴利行為等（46・47 頁や 86・
87 頁）をどう整理するかが大事だと思っている。この点、不招請勧誘の制限を消費
者契約法に導入するか否かによっても大きく変わる問題であり、検討の順番を考える
に当たっては、相互の関係性を念頭に置いて欲しい。
- ・現在の不当条項規制、特に法第 10 条は目安がなく、中小の事業者には何をどう定め
ていいのかわからないという側面がある。消費者庁報告書（資料 3-2）の 68 頁に不当
条項リストの記載があるが、明確化の点からも、不当条項リストはあって弊害はない
のではないかと思う。分かりにくい現状よりは、リストがあった方がはるかに具体的
になって良いのではないか。
- ・効果論について、現在は、取消しに結びつく行為や不当条項は消費者団体訴訟の差止
めにリンクしているが、対象範囲を広げる場合、差止めとの関係をどう整理していく
かにつき議論をする必要があるのではないか。差止めにはふさわしいが取消しは認め
ないということもあるのではないか。今回の検討ターゲットに差止めも視野に入れる
のかどうかについては少々考えた方が良いのではないか。
- ・消費者契約法に、取消しや無効といった効果を伴わない形での行為規範として規定を
設けることは、一見無意味のように見えるが、他の法律やガイドライン等、より根本
的には市場参加者へのメッセージ効果があるのではないか。あまり議論されていない
点だが、可能であれば含めて議論していただきたい。

● ヒアリング等に関する御意見

- ・これまでの議論を踏まえ、事業者がどういう様に対処していくことになるのかを議論
する必要があると思われる。リソースやコストは限られているという大前提がある。
現実的にできないことを議論しても仕方がない。今までの相談事例や裁判事例だけを
踏まえて改正内容を考えるのではなく、その結果としてどのような影響があるのかを踏
まえて考えていく必要がある。

- ・ある規制を設けた時にどのような影響があるのかも重要な立法事実に関わる事柄と思う。データの裏付けを提示いただけると議論しやすくなる。
- ・消費者契約法に何らかの規定を追加する場合、他へのどのような影響が及ぶかを見極めて判断することが立法の前提として不可欠。そのためには影響を受け得る各界から情報収集をする機会が必要と思われる。ヒアリングに当たるようなものということである。
- ・例えば約款のルールを考えてはどうかという話になれば、約款をよく用いておられる保険業界や銀行業界、運送業界といったところに、例えばこういうルールであればどのような影響が出るかということ、長い時間でなくても良いから幅広く聞いていくというような形で、論点ごとに、関連が深い業界に話を聞くというのが良いのではないか。
- ・民法（債権関係）改正では、ヒアリングとともに必要な事項についてアンケート調査も行われた。今回の検討も、ヒアリングや会議開催回数にも限界があると思われるので、意見を聴きたい対象が明確になっているなら、可能性としてはアンケートという方法もあるのではないか。

● その他検討の進め方等に関する御意見

- ・民法（債権関係）改正により、消費者契約法がどのような影響を受けるのか、どこかで整理したものを示してほしい。
また、消費者庁の報告書に挙げられている事実の全てが立法事実当てはまるのか。特殊な事例もあればやはり一般化して議論しなければならないものもある。立法事実としてこれからの法改正の検討材料になるべきものとやや特殊な事例で重きを置くべきものではないもの、あるいは他の個別法の領域にかかるようなもの、そのあたりの線引きもどこかで示して欲しい。
- ・民法（債権関係）改正論議において消費者契約に関する特則などが消費者契約法の改正論議に委ねられたことや法制審議会の進行状況を考えると、本専門調査会が来年8月までに取りまとめる内容は、中間報告では不十分。具体的な法改正の方向性や内容を詰めた最終報告のような内容を目指すべきである。
また、本専門調査会の議論の中身については、効率的で充実した審議とするためにも、これまでの内閣府の作業チーム及び消費者庁の検討会における論点整理や立法事実となりえる被害事例等に関する議論の成果を前提として、法改正に伴い心配される具体的な弊害の存否・内容・要件論の検討を議論の中心にしてもらいたい。
議論の進め方については、時間的な制約があるとはいえ、重要な論点が検討されないとか、検討不十分なまま立法対象から落とされるといったことにならないよう、効率的な時間配分と進行、並びに、審議時間の確保への柔軟な対応をお願いしたい。また、適宜、各委員からの資料や口頭での意見を補充する書面の提出を許可いただきたい。日弁連では具体的な立法提案を公表しており、これを資料提出させて欲しい。
- ・消費者契約法の評価やどのような問題があるのかについては既に議論が積み重ねられており、資料2-3、3-2に重要な論点は列挙されているので、本専門調査会では会議

毎に「今回の論点」を早めに提示いただき、従前資料のどこが論点に該当するのかも示していただきたい。できれば準備のために手元において資料を一括して参照できる状況にしていただきたい。論点については資料 2-3 での的確な指摘がされているので集中的に順番に議論できればと思っている。

- 平成 25 年 8 月公表の消費者委員会の「論点整理」について、委員間でコンセンサスが得られそうなものと対立しそうな案件とを早めに整理していただき、効率的な議論をしていただきたい。

改正につながる議論において立法事実として何をとりあげるかについては、早めにお示しいいただきたい。

- 悪質事業者が市場から除かれることには異論はないが、過度な規制によって事業活動が阻害されてしまうことは避けていただきたい。効果のある規制は何なのか、論点を絞って議論をいただきたい。
- 消費者契約法制定時にも議論があったこととして 3 つ申し上げる。1 つ目は、一般法、特別法と、その間にある消費者契約法とがあり、どこで受けるのが最も良いのかという議論。2 つ目は、効果としては民事効が良いのか行政規制が良いのかといった議論。3 つ目は、法律上のルールが良いのか、自主規制あるいは行政指導が良いのか等の手法についての議論があった。ベストミックスを探すに当たり、無くてよいという考え方ではなく、相乗効果の観点から議論していただきたい。
- ベストミックスあるいは相乗効果について、消費者契約法は私法ルールだが、他の規律やソフトローとの関係で、決して排他的ではない。例えば、消費者契約法に置かれることがガイドライン策定の 1 つの指針になったり、行政的な規制と相まりつつ、個別契約における適切な法律関係が消費者契約法によりもたらされることがある。例えば、むしろ自主的規制が望ましいとなった場合にも、その手がかりとなる規定を消費者契約法で置かなくてよいのかという視点が問題となる。

以 上